

べき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

◆公的年金を受給している方

公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は、従来どおり必要です。

この場合も、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

◆住宅借入金等特別控除を受ける方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成26年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは、住宅借入金特別控除を受けることができます。控除を受けるための要件など不明な点は、税務署に問い合わせてください。

税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。

24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)して、そのまま提出できるため大変便利です。
<http://www.nta.go.jp>

◆個人市民税・県民税の申告をする必要のある方

平成27年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成26年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。

また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。

◆市内申告会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告できます

確定申告書は、2月上旬に税務署から送付される予定です。(郵便事情により個々の納税者の方への到着日が異なる場合がありますので、届かない場合は税務署に問い合わせてください。)

【注意】

平成25年分の確定申告書を次の方法で提出された方には、確定申告書の送付はされませんので、了承してください。

- ・電子申告(e-Tax)を利用した方
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した方
- ・税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出した方

◆出張受付を行います

申告書の出張受付は、日程表の

とおりに行います。

申告期間中は、たいへん混雑しますので、申告書の書き方などをよく読んで、わかるところは記入してください。

※出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは受付できませんので了承してください。

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付は2月16日(月)からですので、間違いのないようお願いします。(土・日曜日、祝日を除く。)

**平成26年分所得税確定申告
平成27年度市民税・県民税申告受付日程表**

月日	曜日	区 分	会 場
2月 2日	月	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	中央公民館(市民センター) 1階団体研修室
2月 3日	火	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月 4日	水	屋敷町	J Aあいち中央吉浜支店 2階会議室
2月 5日	木	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 6日	金	呉竹町・新田町・芳川町	
2月 9日	月	田戸町	東海会館2階集会室
2月10日	火	碧海町・二池町	高浜南部公民館 2階大会議室
2月12日	木	向山町・論地町	高取公民館1階会議室
2月13日	金	清水町・神明町一丁目～ 五丁目、八丁目 豊田町・本郷町	
2月16日	月	春日町	市役所4階会議室
2月17日	火	沢渡町	市役所4階会議室
2月18日	水	稗田町	市役所4階会議室
2月19日	木	青木町	市役所4階会議室
2月20日 ～ 3月16日 (土・日曜日を除く)	金 ～ 月	市内全域	市役所4階会議室

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時……各公民館・農協などの会場
午前8時45分～正午、午後1時～4時……市役所会場
※指定された日や会場が都合の悪い場合は、都合のよい会場へお越しください。